

東京大学大学院総合文化研究科附属国際日本研究教育機構に置かれる分野等の組織を定める内規

平成25年4月1日制定

第1条 この内規は、東京大学大学院総合文化研究科附属国際日本研究教育機構規則(平成25年4月1日)

第7条第2項に基づき、国際日本研究教育機構に置かれる教育分野の組織を定めるものとする。

第2条 国際日本研究教育機構に、次に掲げる分野を置く。

学際的文化研究

地域文化研究

社会科学的日本研究

国際社会の相互依存性

国際社会の文化的多様性

グローバル市場と市民社会

グローバル社会の哲学と規範

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。